

『平成20年度税制改正のお知らせ』

税制改正により、平成20年度から改正される町県民税の主な内容をお知らせします。

1. 地震保険料控除が創設されました。

(1) 損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されます。地震保険料控除の対象となる支払保険料の2分の1に相当する金額が控除されます。(限度額2万5千円)

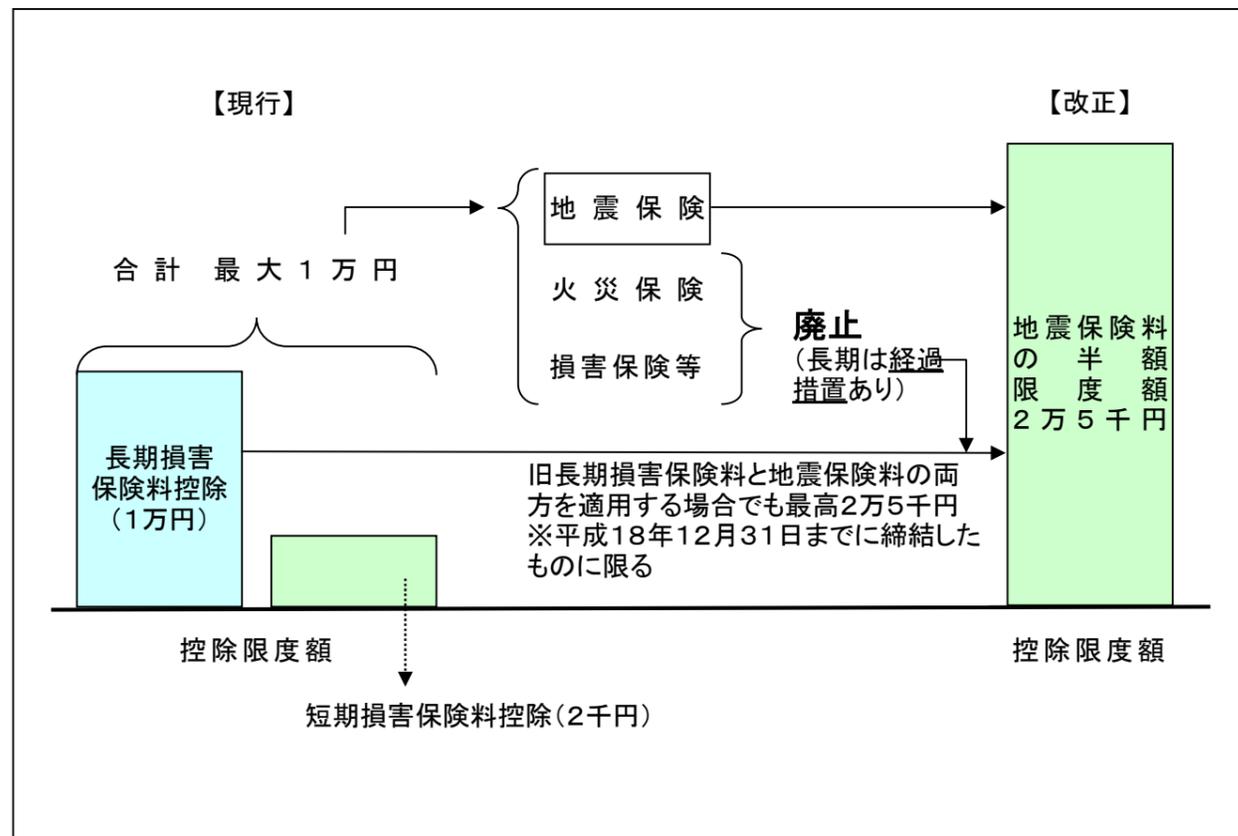
※ 所得税については、最高5万円となります。(平成19年分から)

(2) 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除が適用されます。(限度額1万円)

※ 所得税については、最高1万5千円となります。

※ 短期損害保険契約に係る保険料控除については、平成20年度から廃止となります。

(注)上記(1)(2)の両方を適用する場合の控除額は町県民税2万5千円、所得税は最高5万円となります。



2. 町県民税による住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が創設されました。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は、所得税にのみある制度でしたが、税源移譲により所得税額が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる場合があります。この場合に所得税から控除しきれなかった額に相当する額を翌年度町県民税から控除する制度が設けられました。

1. 対象者(次の①または②方)

平成11年～平成18年末までの間に入居し次のいずれかに該当する方

- ① 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり控除しきれなくなった方
- ② 住宅ローン控除限度額が所得税より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

2. 計 算 方 法

住宅ローン控除 =

次の①、②のいずれか少ない金額

- ① 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額
- ② 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

— 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

3. 申 告 に つ い て

対象となる方は、その年の所得税確定申告期限までに町に申告した場合に、この控除の適用があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出します。

(注)平成20年度分～平成28年度分の町県民税に適用されます。

《計算例》

所得税から引ける住宅ローン控除が18年分も19年分もあるが、税源移譲で所得税率が下がったことにより、18年分では引ききれなかった(平成18年分所得税=18万円)控除が19年分(19年分所得税=9万円)では6万円余ってしまう場合

- ① 19年分の住宅ローン控除限度額=15万円
- ② 税源移譲前の税率で算出した19年分の所得税額=18万円

①、②のうち少ない方……15万円

税源移譲後の税率で算出した19年分の所得税額=9万円

※ 15万円-9万円=6万円(この額を平成20年度町県民税から控除できます。)

【裏面へ】

3. 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置が設けられました。

平成19年度の町県民税(平成18年中の所得で計算)で、税負担が上がった分は、平成19年中分の所得税(平成19年中の所得で計算)で調整され、負担の増減はありません。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、調整すべき金額が所得税から差し引くことができなくなってしまいます。

このように平成18年中の所得と平成19年中の所得の変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられました。

1. 対象者(次の①と②両方を満たす方)

(注1)①及び②の課税所得金額は例1の④欄に該当する額です。
(注2)①及び②の所得税との人的控除額の差の合計額は例1の⑤欄に該当する額です。

- ① 平成19年度町県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)^(注1)
 $>$ 所得税との人的控除額の差の合計額^(注2)
- ② 平成20年度町県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)^(注1)
 \leq 所得税との人的控除額の差の合計額^(注2)

2. 計 算 方 法

平成19年度の合計課税所得金額について、①税源移譲後の税率を適用して、調整控除を行った後、②税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。既に納付済みの場合は、還付します。

3. 申 告 に つ い て

対象者は、平成20年7月1日～平成20年7月31日までに、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告することにより、経過措置が適用されます。

(注)平成19年度分の町県民税のみについての適用となります。

《お問い合わせ先》

石川町役場税務課課税係 TEL0247-26-9118

例1 給与所得者で平成19年度の給与収入が500万円でその後、退職等で20年度の収入が減る場合
* 夫婦・子ども2人(うち子ども1人は特定扶養者)の4人世帯

単位:円

	19年度		20年度		
	町県民税	人的控除額	町県民税	人的控除額	
給 与 収 入	5,000,000		2,000,000		
所 得 額 ④	3,460,000		1,217,200		
所 得 控 除	社会保険料控除	300,000	—	100,000	—
	配偶者控除	330,000	50,000	330,000	50,000
	特定扶養控除	450,000	180,000	450,000	180,000
	一般扶養控除	330,000	50,000	330,000	50,000
	基礎控除	330,000	50,000	330,000	50,000
	所得控除合計⑤	1,740,000	—	1,540,000	—
人的控除差額合計⑥	330,000		330,000		
課税所得(④-⑤)⑦	1,720,000		0		
経過措置該当要件	⑥<⑦		⑥≥⑦		
税源移譲後税率⑧	10%		10%		
税額(⑦×⑧)⑨	172,000		0		
調整控除額⑩	16,500		0		
所得割額⑪	155,500		0		
税源移譲前税率⑫	5% ^(注1)		—		
税源移譲前税額(⑪×⑫)⑬	86,000		—		
減額する額(⑪-⑬)⑭	69,500		—		

(注1) 税源移譲前の税率は課税所得により異なります。

《参考資料》町県民税と所得税の人的控除額について

控除の種類	人的控除の差額	人的控除額	
		所得税	住民税
障 害 者 控 除	普 通	27	26
	特 別	40	30
寡 婦 控 除	一 般	27	26
	特 例	35	30
寡 夫 控 除	一 般	27	26
	特 例	27	26
勤 労 学 生	一 般	27	26
	特 例	27	26
配 偶 者 控 除	一 般	38	33
	老 人	48	38
扶 養 控 除	一 般	38	33
	特 定	63	45
	老 人	48	38
	同居老親	58	45
同 居 特 別 障 害 加 算	12	35	23
配 偶 者 特 別 控 除	38万超～40万未満	5	38
	40万超～45万未満	3	36
	基 礎 控 除	5	38
基 礎 控 除	5	38	33